

青森県報

第七百二十八号

令和六年
二月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………
青少年・男女共同参画課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
が生活習慣病対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………
同……………二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………
高年齢福祉保険課……………二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………
同……………二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………
障害福祉課……………三
- 道路の区域の変更……………
道路課……………三
- 都市計画事業計画の変更認可……………
都市計画課……………四
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………
会計管理課……………四
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………
商工政策課……………五
- 出先機関……………
同……………五
- 道路の位置の指定……………
上北地域民局……………六

告 示

示

青森県告示第九十五号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二三五二	書籍	異世界NTR ISBN九七八―四―二五三―三〇三六五―一	株式会社秋田書店	第十二条第一項第一号
二三五三		特ダネTABOO! ISBN九七八―四―八九二―二一七一八―二	株式会社インテルフィン	第十二条第一項第一号及び第二号
二三五四		恋愛LoveMAX 雑誌二〇八〇―二二〇二四年二月号	株式会社秋田書店	第十二条第一項第一号及び第二号
		COMICお涼 VOL.2 ISBN九七八―四―八二一―一六九二七―一六	株式会社ぶんか社	第十二条第一項第一号及び第二号

青森県告示第九十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
陽だまり診療所	八戸市湊高台四丁目一五の二三 ス湊高台C棟A号	令和五年・二〇二〇

はちのへ西脳神経クリニック	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一五の一	〃
調剤薬局ツルハドレッジ大野店	青森市大字大野字山下一七三の一四	五・三・〇〇
いやしのもりクリニック	八戸市南類家二丁目一六の一五	五・三・〇〇
菊池内科クリニック	青森市古川一丁目九の四	六・三・一

青森県告示第九十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所在地	指 定 年 月 日
ナースステーションいきいきケア	青森市佃一丁目二三の一〇	令和五・二・二七
はちのへ西脳神経クリニック	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一五の一	五・三・一
陽だまり診療所	八戸市湊高台四丁目二の一〇	〃
調剤薬局ツルハドレッジ大野店	青森市金沢三丁目一二の二一	五・三・三三
おひさま在宅クリニック八戸	八戸市南類家二丁目一六の一五	五・三・三三
八太郎山の家訪問看護ステーション	八戸市大字河原木字八太郎山三の一〇	六・一・三三
訪問看護ステーション心	青森市佃三丁目一の五	六・一・三四

大鰐町訪問看護ステーション	〇の四	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四	六・二・一	
えみい訪問看護ステーション	青森市中央一丁目一八の九	青森市中央一丁目一八の九 A棟一〇二号室	ハイツ	〃

青森県告示第九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
名称又は名 主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なんぶ看護社 なんぶ看護株式会社	訪問看護	三戸郡南部町大字剣吉字岩ノ下四の一	令和六・三・一
なんぶ看護社 なんぶ看護株式会社	訪問看護	三戸郡南部町大字剣吉字岩ノ下四の一	〃

青森県告示第九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の十第一号の規定により公示する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考												
国 道		三三八号		下北郡東通村大字砂子又字沢内五の一から 下北郡東通村大字砂子又字沢内五の一まで 下北郡東通村大字砂子又字沢内四の一から 下北郡東通村大字砂子又字沢内四の一まで		<table border="1"> <tr> <th>後</th> <th>前</th> <th>後</th> <th>前</th> </tr> <tr> <td>四一・二〇メートルから 四一・六五メートルまで</td> <td>一八・三九メートルから 四四・四八メートルまで</td> <td>一三・〇三メートルから 一四・一七メートルまで</td> <td>一四・五七メートルから 四二・八八メートルまで</td> </tr> </table>	後	前	後	前	四一・二〇メートルから 四一・六五メートルまで	一八・三九メートルから 四四・四八メートルまで	一三・〇三メートルから 一四・一七メートルまで	一四・五七メートルから 四二・八八メートルまで	<table border="1"> <tr> <th>後</th> <th>前</th> </tr> <tr> <td>一一・四二メートルから 一一・九六メートルまで</td> <td>一五・〇六五メートル 一四六・二四メートル</td> </tr> </table>	後	前	一一・四二メートルから 一一・九六メートルまで	一五・〇六五メートル 一四六・二四メートル		
後	前	後	前																		
四一・二〇メートルから 四一・六五メートルまで	一八・三九メートルから 四四・四八メートルまで	一三・〇三メートルから 一四・一七メートルまで	一四・五七メートルから 四二・八八メートルまで																		
後	前																				
一一・四二メートルから 一一・九六メートルまで	一五・〇六五メートル 一四六・二四メートル																				

青森県告示第百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	訪問看護リ ハビリシ ョン	訪問看護 センター	三戸郡南部町大 字剣吉字岩ノ下 四の一	令和 六・三・一	指定 年月日
なんぶ看護 社 介護株式会 社	三戸郡南部町大 字剣吉字岩ノ下 四の一	介護予防 サービス	訪問看護リ ハビリシ ョン	訪問看護 センター	三戸郡南部町大 字剣吉字岩ノ下 四の一	令和 六・三・一	指定 年月日

青森県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から令和六年三月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類	就労継続支 援B型事業 所	就労継続支 援B型事業 所	南津軽郡田舎館 村大字畑中 字上野一六〇 の三	令和 六・二・二五	指定 年月日
合同会社あ るふあ	南津軽郡田舎館 村大字畑中 字上野一六〇 の三	障害福祉 サービス	就労継続支 援B型事業 所	就労継続支 援B型事業 所	南津軽郡田舎館 村大字畑中 字上野一六〇 の三	令和 六・二・二五	指定 年月日

青森県告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を令和六年二月十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 施行者の名称
青森市
 - 二 都市計画事業の種類
青森都市計画道路事業（三・二・二号 内環状線）
 - 三 事業施行期間
平成十五年十二月二十二日から令和十一年三月三十一日まで
 - 四 事業地
- 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし

		下北郡東通村大字砂子又字沢内四の一から 下北郡東通村大字砂子又字沢内九の三五まで	
		下北郡東通村大字砂子又字沢内九の三五から 下北郡東通村大字砂子又字沢内九の七まで	
後	前	後	前
一五・六六メートルまで	一四・三〇メートルまで	四九・一二メートルまで	一九〇・一七メートルから 一九・一七メートルから 六〇・四三メートルまで
六三・八八メートル	六三・八八メートル	一八七・一四メートル	二二五・七六メートル

青森県告示第百三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	住所	名称	売りさばき場所	変更年月日
	八戸市大字尻内町 字内矢沢二の五	住		八戸農業協同組合	八戸市南郷大字市 野沢字市野沢五八 三戸郡田子町大字 田子字天神堂平七 六	令和 六・二・九
					廃止	

公

告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年二月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ケーユー青森七号バイパス店
青森市大字八ツ役字矢作六八の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ケーユー
東京都町田市鶴間八丁目一七の一
代表取締役 井上久尚
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ケーユー
東京都町田市鶴間八丁目一七の一
代表取締役 井上久尚
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年十月九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、九四三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
〇台
3 荷さばき施設の位置及び面積
四五・〇〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
六・一五六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ケーユー
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後八時三十分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和六年二月八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和六年二月二十六日から同年六月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年六月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月二十六日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市西十四番町三九二 の五	七七・六二メートル	六・〇〇メートル	令和 六・二・二五 年月日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭